

東海市スポーツ推進計画

◇ 2 「学校のスポーツふれあい広場プロジェクト」

1 目的（目指す姿）

子どもの運動機会を確保するため、身近な小学校の運動場や体育館において、親子・友人がボール投げやバドミントンなど、体を動かす遊びや運動に取り組んでいる状態を目指し、スポーツ用品・設備の整備や教室等を開催する。

2 前回いただいたご意見

- (1) スポーツ団体等が実施主体となり、子どもたちを集めて特定種目のスポーツに取り組む場を提供してはどうか
- (2) 小学校の運動場や体育館を開放し、子どもたちがスポーツや運動を自由に取り組むことができる場を提供してはどうか

3 教育委員会が実施している事業

(1) 子ども教室

- ア 小学校の課外活動の廃止への対応の一つとして、子どもたちのスポーツ等体験機会を創出するため、原則土曜日に1教室を令和4年度から拡充して実施
- イ 体験機会の創出を目的とする事業のため、継続的にスポーツに取り組むものではない

(2) 学校体育施設スポーツ開放

- ア 年間を通じて、スポーツ活動を行いたい団体（市内在住、在勤、在学者10人以上）へ、学校の体育施設（体育館、武道場、運動場）を開放するもの
- イ 平日は18時から21時まで体育館と武道場を開放している
- ウ 利用するには団体での事前登録が必要であり、団体構成員名簿に記載されていない者の利用は認めていない

4 課題の整理

- (1) 放課後の学校体育施設を開放するには、入退場の管理やケガ、不審者への対応等のため見守りを配置する必要がある

- (2) 市の事業として学校体育施設を開放する以上は、見守りに対して責任が生じるため、無償ボランティアとして地域の方に協力を得ることが非常に困難である
- (3) 民間事業者や有償ボランティアの場合は相応の費用（主に人件費）が必要となる

5 進め方（方向性）案

子どもたちに身近な小学校の運動場や体育館を有効活用し、気軽に子どもたちがスポーツに取り組むことができる場となるよう、学校体育施設スポーツ開放のルールを次のとおり改定する。

- ・ 16時から18時まで開放時間を拡充する（夜間照明のない運動場を除く）
- ・ 地域やコミュニティ等のスポーツ活動を利用登録団体として認めるものとする
- ・ 登録団体の構成員名簿に記載のない方の体験利用を認めるものとする
- ・ 体験利用中に発生した事故等についても、利用登録団体が全て責任を負うものとする

<先進事例>

HEY!HEISHU SPORTS DAY!!（令和6年6月21日開催）

- ・ 主催 平洲コミュニティ
- ・ 内容 スポーツ教室（第1回はドッジボール）
- ・ 場所 平洲小学校体育館
- ・ 時間 16時～17時15分
- ・ 対象 小学4年生～6年生
- ・ 参加費 無料
- ・ 事前申込 不要（保護者の同意書を当日提出）
- ・ 参加者数 20名程度

【課題等】

- ・ 学校側が非常に協力的で、場所の確保等の学校との調整は問題なかった。
- ・ 2週間前に告知してそのままだったため、前日に再度するべきであった。
- ・ 放課後児童クラブの子どもたちも参加できるようにしたい。